政策的随意契約による物品の調達について(契約前公告)

福井県生活学習館「要覧2021」印刷について、地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号の規定による随意契約を行うので、福井県財務規則(昭和39年福井県規 則第11号)第165条第2項第1号の規定により公告する。

令和3年4月6日

福井県生活学習館長 穴吹 好子

記

- 1 契約の内容
 - (1)契約名称 福井県生活学習館「要覧2021」印刷
 - (2) 物品内容 福井県生活学習館「要覧2021」 600部
 - (3)履行期間 令和3年4月21日から令和3年6月15日まで
 - (4) 契約締結予定日

令和3年4月20日

(5) 担当課および履行箇所

福井県生活学習館 生涯学習推進課 電話 0776-41-4206 福井市下六条町14-1

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。

物品が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所等において製作された物であること。

- 3 契約の相手方の決定方法
 - (1)見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約 する。
 - (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。
- 4 契約の申込みの方法
 - (1) 提出期限 令和3年4月20日13時
 - (2) 提出先 住 所:福井市下六条町14-1

所 属:福井県生活学習館 生涯学習推進課

連絡先:0776-41-4206